

第八十九号議案

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「社会福祉施設等の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を、「第四号の栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三十六条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第四条ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百六十四号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。